【Close Up】令和6年分

税の申告

問合先　役場税務課☎47-5011
館林税務署☎72-4373

館林税務署では、下記の日程で確定申告会場を開設します。また、自宅からスマートフォン（以下、スマホ）やパソコンを利用したe-Taxでの申告もとても便利です。役場での申告受付は2月17日㊊からを予定しています。詳細は広報おうら2月号でお知らせします。

会場で確定申告　還付申告は1月からできます

【館林税務署会場】

- ▶期　　日　2月17日㊊ ～ 3月17日㊊（土・日曜日、祝日除く）
- ▶受付時間　午前8時30分～午後4時（入場整理券配布終了まで）
- ▶申告会場　館林税務署3階会議室

還付申告（払いすぎた所得税を精算する申告）は、令和７年1月からでも行えます。住宅ローン減税の申告を初めてする人、医療費控除の申告をする人などは、税務署で１月から申告可能です（e-Taxでも可）。

【イオンモール太田会場】

- ▶期　　日　2月17日㊊ ～ 3月17日㊊（土・日曜日、祝日除く）
- ▶受付時間　午前10時～午後3時（入場整理券配布終了まで）
- ▶申告会場　イオンモール太田 2階イオンホール
- ▶注意事項　譲渡所得（土地・建物）や贈与税の相談は館林税務署へ

注意!!　「収受日付印の押なつ」の廃止

税務署では、手続きのデジタル化を推進するため令和７年１月から、申告書などの控えに収受日付印の押なつを行いません。申告書などを書面で提出する際には、正本（提出用）のみを提出（郵送）してください。提出年月日は、必要に応じ、ご自身で記録・管理してください。

【申告会場での注意事項】

入場整理券が必要

入場には当日配布、または国税庁LINE公式アカウントで事前に取得した**入場整理券**が必要です。

国税庁LINE公式アカウント▶

※当日配布の入場整理券は配布状況により、相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの事前発行をおすすめします。

申告はスマホで

スマホを持っている人は、基本的に**スマホを利用して**申告書を作成します。また、マイナンバーカードを利用して申告する場合は、事前にパスワードを準備してお越しください。

自宅で確定申告　e-Tax申告が便利

確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカード読取対応のスマホまたはパソコンがあれば、e-Taxで24時間申告書を提出できます。

スマホで申告⬆

≪操作などに関する問合先≫
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901（平日のみ）

▶書類作成方法を動画でチェック

動画で見る確定申告

▶申告に関する質問にAIが回答

チャットボット「ふたば」

医療費控除の申告　問合せが多い内容をクローズアップ

Q．医療費控除とは何ですか？

本人や生計を共にする配偶者、そのほかの親族のために前年中に支払った医療費がある場合は医療費控除として、**所得金額から差し引く**ことができます。

計算式

〔前年中に支払った医療費の総額 － 保険金などで補てんされた金額〕 － 10万円または前年中所得合計額の5%（いずれか少ない方の額） ＝ **医療費控除額**（最高 200 万円）

【所得200万円超の人】医療費10万円を超えた部分が対象
【所得200万円以下の人】医療費が10万円を下回っても、所得の5%を超えた部分が対象
【収入なしの人】控除を追加しても節税効果はありません

①医療費通知の「自己負担額」の合計額を記入

②医療費通知のうち、12月までに支払った金額を記入

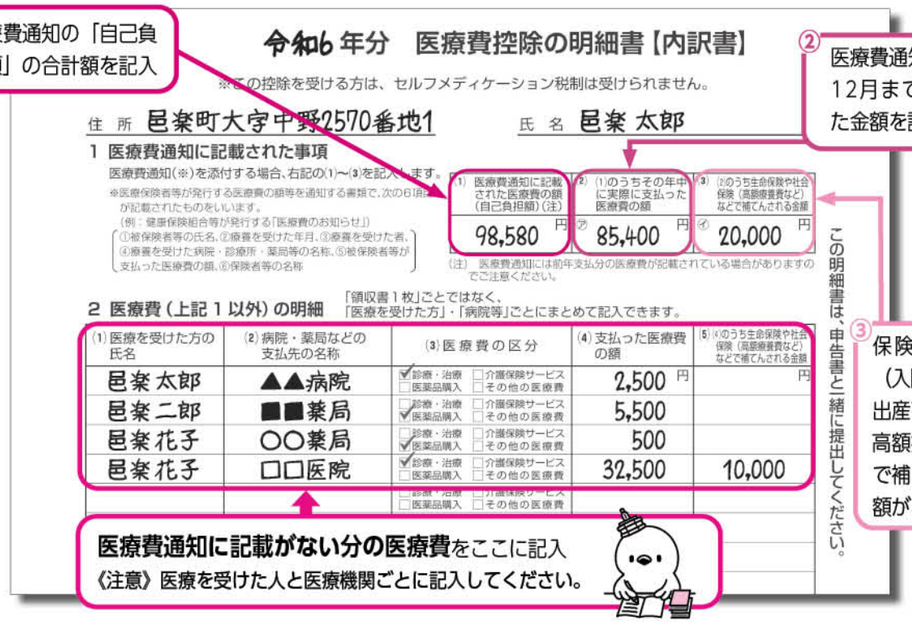

令和6年分　医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所　邑楽町大字中野2570番地1　　氏名　邑楽 太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
98,580 円	ア 85,400 円	イ 20,000 円

（注）医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 医療費（上記１以外）の明細　「領収書１枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
邑楽 太郎	▲▲病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	2,500 円	円
邑楽 二郎	■■薬局	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	5,500	
邑楽 花子	○○薬局	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	500	
邑楽 花子	□□医院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	32,500	10,000

医療費通知に記載がない分の医療費をここに記入
《注意》医療を受けた人と医療機関ごとに記入してください。

③保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）で補てんされた金額があれば記入

ご注意ください！

医療費控除は支払った**医療費が戻ってくる制度ではありません。**
住民税（所得割）が発生しない人は医療費控除の申告は必要ありません。

Q&A よくある質問と回答

Q 入院して50万円を支払いましたが、生命保険会社から15万円の給付金がありました。医療費控除はどのように申告すればよいですか。

A 支払った50万円から補てん金15万円を差し引いた35万円を医療費と考えて申告します。

Q 昨年中は休職していて収入はありませんでした。手術で20万円支払ったので医療費控除申告をすれば、お金は返ってきますか。

A 医療費控除は所得税と住民税の負担を軽減する制度なので、収入なしでもともと所得税を払っていない人は還付金はありません。